

第**121**回

定時株主総会 招集ご通知

愛知製鋼株式会社
(証券コード5482)

パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/5482/>



日時

2025年6月18日(水曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所

愛知製鋼株式会社
本館 大会議室

愛知県東海市荒尾町リノ割220番地

愛知 製鋼



鋼から、
未来まで。
愛知製鋼
AICHI STEEL

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

2024年度の当社グループの業績は、在庫影響や、海外子会社の営業利益の減少といった減益要因があったものの、販売価格の値上がりや鉄スクラップ等の購入品価格の値下がり、全社を挙げた原価低減や経費削減の取り組みなどにより増収増益となりました。

当社を取り巻く経営環境は、主要ユーザーである自動車産業における関税の影響が懸念されるなど、厳しさを増しておりますが、2025年度は「愛知製鋼グループ 2024-26年度 中期経営計画」の完遂とともに、「愛知製鋼グループ 2030年ビジョン」の実現に向けて取り組んでまいります。具体的には、足元のモノづくり力の磨き上げをベースに、圧倒的な品質・コスト・納期を実現する次世代製鋼プロセスの構築と、真の鍛鋼一貫の強みを活かした良品廉価な製品を生み出すことで、トヨタグループのマルチパスウェイ、サーキュラーエコノミーへの貢献、そしてカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを加速してまいります。また、今後さらなる成長が期待されるグローバルサウス市場において、当社のアイデンティティである資源循環型のモノづくりを展開し、環境負荷の最小化および鋼材・鍛造品の安定供給を目指します。さらに、土木インフラ事業におけるステンレスの利用拡大や、高感度磁気センサの強みを活かした閉鎖空間での自動運転への貢献など、社会課題解決につながるソリューションを提供してまいります。

そのためにも、「よきクルマは、よきハガネから。」という創業の精神を「よき社会は、よき素材から。」というわれわれのミッションに継承・発展させてまいります。そして、これまで自動車の進化に寄与してきた技術を活かし、広く社会課題解決に貢献する素材を提供できる、「環境に一番やさしい鉄屋」として社会のお役に立つべく行動してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

2025年5月



代表取締役社長
後藤 尚英

Aichi Way



Aichi Wayについて

当社グループが、継続的な成長を続け企業価値を高めていくために、どのような価値観を共有し、どのような行動をとるべきかを示した規範です。創業から受け継がれてきた精神と価値観を「伝承」し、全てのステークホルダーへの「感謝」を忘れず、より良い社会を「創造」していくことを目指しています。

株 主 各 位

愛知県東海市荒尾町ワノ割1番地
愛知製鋼株式会社
代表取締役社長 後 藤 尚 英

第121回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第121回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト
に「第121回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.aichi-steel.co.jp/ir/library/meeting/>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、当社ウェブサイトが閲覧できない場合は、以下の東証ウェブサイトにアクセスして、銘柄名（愛知製鋼）または証券コード（5482）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を選択のうえご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご欠席の場合は、書面または電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月17日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2025年6月18日（水曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）	
2. 場 所	愛知製鋼株式会社 本館 大会議室 愛知県東海市荒尾町ワノ割220番地	
3. 目的事項	報告事項	第121期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件
	決議事項	第1号議案 取締役6名選任の件 第2号議案 監査役2名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

議決権行使方法についてのご案内



➡ インター
ネット

議決権行使専用サイト<https://evote.tr.mufg.jp/>にアクセスし、画面の案内に従い、各議案の賛否を
2025年6月17日（火曜日）
午後5時30分までにご入力ください。



➡ 郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、
2025年6月17日（火曜日）
午後5時30分までに到着するようにご返送ください。



➡ 株主総会へ
出席する
場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付**にご提出ください。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

議決権の行使にあたっては、以下の事項を予めご承知おきください。

- ▶ 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使をする旨およびその理由を当社にご通知ください。
- ▶ 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- ▶ 議決権を同一方法により重複して行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。
- ▶ 議決権の行使につき、賛否の表示のない場合は賛成の意思表示があったものとして取り扱います。
- ▶ インターネットをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金等が必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

➡ インターネット開示情報

- ❖ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
書面交付請求された株主さまへご送付している書面には、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。
 - ① 事業報告：当社の新株予約権等に関する事項、会計監査人の状況、会社の体制および方針
 - ② 連結計算書類：連結持分変動計算書、連結注記表
 - ③ 計算書類：株主資本等変動計算書、個別注記表
- なお、当該書類は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ❖ 当社株主総会の決議結果につきましては、書面による「定時株主総会決議ご通知」のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ❖ 本株主総会終了後、当日の報告事項等の動画を当社ウェブサイトに掲載いたします。



当社ウェブサイト <https://www.aichi-steel.co.jp/>

その他のご案内

事前質問の受付について

議決権をお持ちの株主様ご本人に限り、当社の定時株主総会招集ご通知の記載事項に関するご質問をお受けいたします。

2025年6月11日（水曜日）までに、以下のURLにアクセスいただき、ご質問ください。

お寄せいただきましたご質問のうち、株主の皆様のご関心の高いご質問につきましては、株主総会当日にご回答させていただきます。承りましたご質問・ご意見の全てにつきまして、ご回答をお約束するものではありません。また株主様への個別のご説明・ご連絡は行いませんので、予めご了承ください。

<https://q.srdb.jp/5482/>



- ご質問・ご意見のご登録には、同封の議決権行使書用紙に記載の株主番号の入力が必要になります。
- 株主番号または御氏名に不備があった場合は、受付いたしかねますのでご注意ください。
- ご質問内容はできるだけ具体的・簡潔にお願いいたします。
- ご質問はお一人様につき1問とさせていただきます。
- 非公開情報に関するご質問、金融商品取引法第166条に定める「重要事項」に該当する可能性のあるご質問、個人情報に関わるご質問、法律上回答ができないご質問等につきましては、ご回答を控えさせていただきます。

株主総会後イベントのご案内

※各種イベントへの参加は、株主総会当日の事前受付が必要となります

※参加できるのはおひとり様1イベントのみとなります

	昼食懇親会	工場見学
概 要	当社福利厚生施設にて、取締役複数名と株主様との昼食懇親会を実施 ※立食スタイルの昼食となります  (会場イメージ)	昼食後、工場見学を実施 ・本館ビジターセンター ・特条製鋼工場 ブルーム連続鑄造機 ・第4鍛造工場 CVTシャフトプレスライン ※昨年と同コースになります  (ブルーム連続鑄造機)
実施時間	株主総会終了後、1時間半程度	株主総会終了後、3時間程度
受付時間	午前9時から9時50分まで (定員になり次第、受付終了します)	
受付場所	本館ホール棟1F	
定 員	先着20名 (株主様に限ります)	先着30名 (株主様に限ります)
服 装	特に指定はございません	安全上、半ズボン・スカート・サンダル・ヒール靴(3cm以上)の方はご見学いただけませんのでご了承ください
お願い事項	・各種イベント中の写真撮影、録音、録画はご遠慮ください ・イベントの様子を社内記録用として撮影させていただきますので、あらかじめご了承ください ・株主総会の終了時刻次第でイベント内容が変更になる場合がございます	

各種イベントに関するお問い合わせ

総務部 CSR推進室 TEL: 052-603-9214 (ダイヤルイン)

株主総会参考書類

<議案および参考事項>

第1号議案 取締役6名選任の件

現任取締役は、今回の株主総会終結の時をもって全員が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	会社における地位	取締役会への 出席状況 (2024年度)	在任年数 (本総会終結時)
1	再任	ふじおか たかひろ 藤岡 高広	取締役会長	15/15回 (100%)	14年
2	再任	ごとう なおひで 後藤 尚英	取締役社長	15/15回 (100%)	2年
3	再任	なかむら もとし 中村 元志	取締役副社長	15/15回 (100%)	7年
4	再任	いしい なおき 石井 直生	取締役	12/12回 (100%)	1年
5	再任	やすい こういち 安井 香一	取締役	15/15回 (100%)	10年
6	再任	あらい ゆうこ 新居 勇子	取締役	15/15回 (100%)	9年

- (注) 1. 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 安井香一および新居勇子の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、安井香一および新居勇子の両氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員に指定しております。

4. 候補者は、過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする任意の役員報酬・人事案策定委員会にて経験・知識、業績等を評価および審議し、取締役会に答申された案を踏まえて選定しております。また、社外取締役候補者の独立性の判断基準は、東京証券取引所および名古屋証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則を参考としておりますが、経歴・知見・人格など様々な要素を総合的に勘案し、最も相応しい方に候補者となっていただくように選定しております。
5. 安井香一氏が2021年6月まで取締役を務めた東邦瓦斯株式会社は、過年度の家庭用都市ガス等の供給および再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取期間満了後の電力に関して、2024年3月、公正取引委員会から独占禁止法に関する警告を受けております。また、同委員会により、過年度の大口需要家向け都市ガスの供給に関して、同法に違反する行為があったと認定されております。
6. 当社は安井香一および新居勇子の両氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額としており、両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、藤岡高広、後藤尚英、中村元志、石井直生、安井香一および新居勇子の6氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しており、6氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により、被保険者となる役員等が、役員等として行った業務に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害を補填することとしております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告3.(4)役員等賠償責任保険契約に関する事項をご参照ください。

取締役候補者

候補者番号

1

ふじ おか たか ひろ 再任
藤岡 高広 1954年8月31日生

所有する当社株式の数
43,723株

取締役会への出席状況
(2024年度)
15 / 15回
(100%)



在任年数
14年

略歴・地位・担当

1979年4月 トヨタ自動車工業株式会社入社
2006年6月 トヨタ自動車株式会社常務役員
2011年5月 当社常勤顧問
2011年6月 当社取締役社長
2023年6月 当社取締役会長就任 現在に至る

重要な兼職の状況

ノリタケ株式会社社外取締役

候補者とした理由

2011年より12年にわたり、代表取締役社長として、激しい環境変化に迅速に対応する経営基盤を構築し、当社グループの年輪的成長に貢献してまいりました。また、2023年より会長に就任し、豊富な業務経験に基づく的確な助言・監督を行っていることから、引き続き候補者となりました。

候補者番号

2

ご とう なお ひで 再任
後藤 尚英 1966年3月22日生

所有する当社株式の数
16,868株

取締役会への出席状況
(2024年度)
15 / 15回
(100%)



在任年数
2年

略歴・地位・担当

1989年4月 当社入社
2014年1月 当社営業・調達本部 トヨタ営業部長
2016年4月 アイチフォージ ユーエスエイ株式会社 取締役社長
2018年4月 当社参与 アイチフォージ ユーエスエイ株式会社 取締役社長
2021年4月 当社執行職 営業企画オフィサー、トヨタ営業オフィサー
2023年1月 当社経営役員
2023年6月 当社取締役社長就任 現在に至る

重要な兼職の状況

上海愛知鍛造有限公司取締役副会長

候補者とした理由

2023年より代表取締役社長を務め、社会課題解決に向けた変化に強い体質づくりと収益力強化に取り組み、当社グループの企業価値向上に努めるとともに、重要事項の決定や業務執行に対する監督を適切に行っております。また、営業部門の要職や米国子会社社長などを歴任しており、経営全般に関する幅広い知見を有していることから、引き続き候補者となりました。

候補者番号

3

なかむら もと し 再任
中村 元志

1960年9月4日生

所有する当社株式の数
27,403株

取締役会への出席状況
(2024年度)
15/15回
(100%)



在任年数
7年

略歴・地位・担当

1983年4月 トヨタ自動車株式会社入社
2014年4月 同社常務理事
2018年1月 当社常勤顧問
2018年4月 当社専務執行役員
2018年6月 当社取締役専務執行役員
2020年4月 当社取締役副社長就任 現在に至る

[担当]

経営全般補佐
監査室
リスクマネジメント本部長・CRO

重要な兼職の状況

中央発條株式会社社外監査役

候補者とした理由

2018年より取締役を務めており、代表取締役副社長として経営全般の補佐に加え、品質マネジメントシステムの改善や生産管理機能の強化に取り組み、モノづくりの実力向上に努めております。また、トヨタ自動車株式会社および当社での豊富な業務経験に基づく製造技術全般への幅広い知見を有していることから、引き続き候補者となりました。

候補者番号

4

いし い なお き 再任
石井 直生

1963年9月25日生

所有する当社株式の数
10,455株

取締役会への出席状況
(2024年度)
12/12回
(100%)



在任年数
1年

略歴・地位・担当

1986年4月 トヨタ自動車株式会社入社
2018年1月 同社常務役員
2020年9月 当社執行役員
2021年4月 当社経営役員
2024年6月 当社取締役経営役員就任 現在に至る

[担当]

経営企画本部長

候補者とした理由

2024年より取締役を務めており、経営企画本部長として、中長期的視点で当社の経営戦略や人材のレベルアップを推進し、その企業価値向上に大きく貢献しております。また、トヨタ自動車株式会社および当社での豊富な業務経験に基づく経営全般に関する幅広い知見を有していることから、引き続き候補者となりました。

候補者番号

5

やす い こう いち

安井 香一

再任 社外 独立

1952年1月8日生

所有する当社株式の数

4,300株

取締役会への出席状況
(2024年度)15/15回
(100%)在任年数
10年**略歴・地位・担当**

1976年4月 東邦瓦斯株式会社入社
2006年6月 同社執行役員
2008年6月 同社取締役常務執行役員
2010年6月 同社取締役専務執行役員

2012年6月 同社取締役社長
2015年6月 当社取締役就任 現在に至る
2016年6月 東邦瓦斯株式会社取締役会長
2021年6月 同社相談役就任 現在に至る

重要な兼職の状況

東邦瓦斯株式会社相談役、中部日本放送株式会社社外取締役

候補者としての理由および期待される役割

東邦瓦斯株式会社における企業経営者としての幅広い知見、優れた人格および高い倫理性を活かし、経営全般の監督強化に尽力いただくことを期待しております。2015年より社外取締役として、独立した立場から積極的に意見や提言をいただいております。コーポレートガバナンス強化の観点から、引き続き候補者となりました。

独立性に関する事項

同氏が相談役を務める東邦瓦斯株式会社とは、事業者としての通常ガスの需要取引がありますが、その取引額は売上高の3%未満で、かつ当社との間に特別の利害関係はないため、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

候補者番号

6

あら い ゆう こ

新居 勇子

再任 社外 独立

1961年1月27日生

所有する当社株式の数

3,600株

取締役会への出席状況
(2024年度)15/15回
(100%)在任年数
9年**略歴・地位・担当**

1979年4月 全日本空輸株式会社入社
2010年4月 同社大阪支店副支店長
2011年4月 同社東京支店副支店長
2014年4月 同社執行役員大阪支店長
2016年4月 同社上席執行役員営業センター副センター長兼関西支社長

2016年4月 ANAセールス株式会社（現ANAあきんど株式会社）取締役副社長
2016年6月 当社取締役就任 現在に至る
2021年3月 全日本空輸株式会社上席執行役員退任
2022年4月 ANAあきんど株式会社顧問就任 現在に至る

重要な兼職の状況

ANAあきんど株式会社顧問、ダイキン工業株式会社社外取締役、美津濃株式会社社外取締役

候補者としての理由および期待される役割

全日本空輸株式会社およびANAあきんど株式会社の営業部門の要職で培われたグローバルな知見、優れた人格および高い倫理性を活かし、経営全般の監督強化に尽力いただくことを期待しております。2016年より社外取締役として、独立した立場から積極的に意見や提言をいただいております。コーポレートガバナンス強化の観点から、引き続き候補者となりました。

独立性に関する事項

当社との間に人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

取締役候補者のスキル・マトリックス

取締役候補者の専門性と経験は次のとおりです。

氏 名	役 職	企業経営	リスク マネジ メント	持続可能な地球 環境への貢献 (E)		事業の変革で豊かな 社会を創造 (S)		従業員の幸せと 会社の発展 (G)		生産・ 品質	営業・ 調達	財務	海外
				環境	エネ ルギー	技術・ 開発	IT・ デジ タル	法務・ コンプラ イアンス	人材 育成・ 多様性				
藤岡高広	取締役会長	○	○			○	○	○	○	○		○	○
後藤尚英	取締役社長	○	○				○	○	○	○	○	○	○
中村元志	取締役副社長	○	○	○	○	○			○	○			
石井直生	取締役	○	○	○			○	○	○			○	
安井香一	取締役 社外 独立	○	○	○	○		○	○	○		○	○	
新居勇子	取締役 社外 独立	○	○						○		○		○

<ご参考>

本定時株主総会終了後の役員体制における取締役を兼務しない経営役員の専門性と経験は次のとおりです。

氏 名	役 職	企業経営	リスク マネジ メント	持続可能な地球 環境への貢献 (E)		事業の変革で豊かな 社会を創造 (S)		従業員の幸せと 会社の発展 (G)		生産・ 品質	営業・ 調達	財務	海外
				環境	エネ ルギー	技術・ 開発	IT・ デジ タル	法務・ コンプラ イアンス	人材 育成・ 多様性				
伊藤利男	経営役員	○		○						○			○
深津和也	経営役員	○								○	○		
木原一馬	経営役員	○		○	○	○	○			○			

第2号議案 監査役2名選任の件

今回の株主総会終結の時をもって監査役横田博史氏は任期満了により、また、監査役小倉克幸氏は辞任により退任いたしますので、監査役2名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

候補者 番号		氏名	会社における地位	取締役会への 出席状況 (2024年度)	監査役会への 出席状況 (2024年度)	在任年数
1	再任	よこた ひろふみ 横田 博史	常勤監査役	15/15回 (100%)	13/13回 (100%)	4年
2	新任	み き こういち 三木 浩一	—	—	—	—

- (注) 1. 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 三木浩一氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は、三木浩一氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員として指定する予定であります。
4. 候補者は、過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする任意の役員報酬・人事案策定委員会にて経験・知識・業績等を評価および審議し、取締役会に答申された案を踏まえて選定しております。また、社外監査役候補者の独立性の判断基準は、東京証券取引所および名古屋証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則を参考としておりますが、経歴・知見・人格など様々な要素を総合的に勘案し、最も相応しい方に候補者となっていただくように選定しております。
5. 当社は横田博史氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める額としており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、三木浩一氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結し、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める額とする予定であります。
7. 当社は、横田博史氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、三木浩一氏の選任が承認された場合、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結する予定であります。
9. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により、被保険者となる役員等が、役員等として行った業務に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害を補填することとしております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告3.(4)役員等賠償責任保険契約に関する事項をご参照ください。

監査役候補者

候補者番号

1

よこ た ひろ ふみ
横田 博史 再任

1962年3月29日生

所有する当社株式の数

2,000株

取締役会への出席状況
(2024年度)

15/15回
(100%)

監査役会への出席状況
(2024年度)

13/13回
(100%)



在任年数
4年

略歴・地位

1984年4月 当社入社
2011年1月 当社電磁品事業本部品質管理室長（部長級）
2015年1月 当社品質保証部長
2021年6月 当社常勤監査役就任 現在に至る

候補者とした理由

長年にわたり品質保証の分野を中心に当社の企業価値向上に貢献しており、その豊富な業務経験に基づく幅広い知見を有していることから、引き続き監査役候補者となりました。

候補者番号

2

み き こういち
三木 浩一 新任 社外 独立

1958年1月2日生

所有する当社株式の数

0株



略歴・地位

1986年4月 弁護士登録（東京弁護士会）
2023年4月 阿部・井窪・片山法律事務所入所 現在に至る
2023年4月 慶應義塾大学名誉教授就任 現在に至る

重要な兼職の状況

弁護士、慶應義塾大学名誉教授

候補者とした理由

企業経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士および大学教員としての専門的かつ幅広い見識に加え、優れた人格と高い倫理性を有しております。また、その独立した視点から、当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことで、コーポレートガバナンスの強化に資すると判断したため、社外監査役候補者となりました。

独立性に関する事項

当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、社外監査役の補欠として選任をお願いするものであります。補欠監査役が監査役として就任した場合、その任期は前任者の残任期間となります。また、本議案の効力は次回定時株主総会開始の時までとなりますが、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議によって取り消すことができるものといたします。なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者

むな かた
宗像

ゆう
雄 1968年1月10日生

再任

社外

独立

所有する当社株式の数
0株



略歴・地位

1997年4月 弁護士登録（東京弁護士会所属）

1997年4月 関谷法律事務所（現 関谷・宗像法律事務所）入所 現在に至る

重要な兼職の状況

弁護士

候補者とした理由

企業経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的かつ幅広い見識に加え、優れた人格と高い倫理性を有しております。また、その独立した視点から、当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことで、コーポレートガバナンスの強化に資すると判断したため、補欠の社外監査役候補者となりました。

独立性に関する事項

当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

- (注) 1. 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、本議案が原案通り承認され、かつ同氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員に指定する予定であります。
4. 候補者は、過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする任意の役員報酬・人事案策定委員会にて経験・知識、業績等を評価および審議し、取締役会に答申された案を踏まえて選定しております。また、補欠の社外監査役候補者の独立性の判断基準は、東京証券取引所および名古屋証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則を参考としておりますが、経歴・知見・人格など様々な要素を総合的に勘案し、最も相応しい方に候補者となっていただくように選定しております。
5. 当社は、本議案が原案通り承認され、かつ同氏が監査役に就任した場合、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結し、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める額とする予定であります。
6. 当社は、本議案が原案通り承認され、かつ同氏が監査役に就任した場合、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結する予定であります。
7. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により、被保険者となる役員等が、役員等として行った業務に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害を補填することとしております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。同氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告3.（4）役員等賠償責任保険契約に関する事項をご参照ください。

以上

||||||| 事業報告（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当期の世界経済は、米国においては底堅い個人消費を背景に景気は堅調に推移しましたが、欧州においてはインフレ圧力の緩和はあったものの、エネルギーコスト起因での製造業の不振が顕在化、中国においては、政府は大規模な経済対策を実施したものの、内需の鈍化等で成長に歯止めがかかっていました。一方、我が国においては、物価高騰はあるものの、雇用・賃金環境の改善に伴う個人消費の増加により、景気は緩やかな回復と、いよいよ、失われた30年の終焉の兆しを感じられ始めました。

当社グループを取り巻く環境は、主要ユーザーである自動車産業においては、概ね堅調な需要が継続いたしました。中国経済の停滞の影響で、産業機械、建設機械向け等の需要は回復が遅れております。自動車産業においては、引き続き、電動化と自動運転技術の進展が大きなトレンドとなっており、特に中国メーカーが技術力・販売ともに、存在感を高めました。一方で、欧米では政府の補助金削減やインセンティブの打ち切りが影響し、バッテリー式電気自動車（BEV）の需要が減少するなど、実用性や利便性、経済性といった点から、プラグインハイブリッド車（PHEV）が再評価されており、今後もBEVとPHEV/HEV（ハイブリッド車）が併存する見通しとなっております。当社といたしましては、必要とされるものをタイムリーに良品廉価で提供できる体制をとりつつ、各市場の変化にタイムリーに 대응していきます。

このような状況のなか、「我々愛知製鋼グループが将来めざす姿」として2020年度にまとめた、「2030年ビジョン」の実現を目指し、2024年度は、2024－26年度中期経営計画を策定、昨年5月30日に公表いたしました。この中期経営計画では、「この3か年で当社が社会から必要とされる「良き企業」であり「成長する企業」であることを改めて証明し、企業価値を最大化する」ことを基本方針に、下記の2点を重点施策として定めました。

1. 稼ぐ力を強化し、成長戦略を確かなものにする

2. 社会的価値の創造を推進

また、当年2月には、この中期経営計画をベースに、成長戦略と財務・資本戦略を具体化し、2040年までの当社の目指す姿を示した、中期経営計画のアップデートおよび2030年ビジョンの利益目標の上方修正を公表いたしました。

中期経営計画の目標達成を推進するため、当期は2024－26年度の初年度として、「変革のリーダー、私。」をスローガンに掲げ、「創業の精神に則りコンプライアンスを守りガバナンスに優れた正直で真っ当な企業行動」、「未来への責任を果たすべく、足元の稼ぐ力を取り戻し将来の成長戦略を確かなものにする」、「厳しく温かく人が育つ風土の醸成」といった重点施策に取り組んでまいりました。

1) 創業の精神に則りコンプライアンスを守り ガバナンスに優れた正直で真っ当な企業行動

2023年度に判明した鋼材長さ公差外れ問題をきっかけに、経営陣と従業員全員が創業の原点に立ち戻り、二度と品質問題を繰り返さないための活動を継続しております。具体的には「人づくり（意識改革）」として、問題解決に向けた消極性や、身内意識による牽制不全を打開し行動変容を促すリーダー研修の実施、「職場風土醸成」として、真因に全員でチャレンジする風土構築に資する人事制度・表彰制度の見直し、「しくみや組織の強化」として、リスクマネジメント本部を新設し、全社横断でのコンプライアンス・ガバナンスを強化するとともに、お客様とお約束した図面・仕様通りの製品検査・出荷を徹底するといった取り組みを実施しております。

サステナビリティ関連では、CO₂排出量を2030年までに2013年度比で50%削減、2050年度のCN（カーボンニュートラル）実現を目指しております。昨年7月には、刈谷工場の鋼材熱処理炉の水素燃烧対応工事を完了し、水素燃烧技術の実証試験を開始いたしました。今回の試験では、水素による鋼材熱処理技術の開発を目標とし、水素燃烧の検証や知見収集など、水素の利活用に向けた実証を継続的に進め、これらの試験から得られた知見を活用し、他工場での水素利活用の展開も目指します。また、同年11月には、愛知県が設立した「中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議(※)」と、CN実現に向け、中部圏における水素・アンモニア等のサプライチェーン構築を目指す基本合意書を、賛同企業20社とともに締結いたしました。基本合意書では、全国の先駆けとなる大規模な水素・アンモニア等のサプライチェーン構築を目指し、官民連携のもと地域を挙げて、一層の相互協力を図り、取り組みを推進することを合意いたしました。今後も、水素を始めとするクリーンエネルギーの活用を進めることで、持続可能な地球環境の実現に向けて貢献してまいります。

※ 水素・アンモニア社会の早期実現を目指し、2022年に愛知県が設立した組織。
水素・アンモニアのサプライチェーン構築や利活用の促進に向けた取り組みを促進。



バーナを導入した鋼材熱処理炉（写真奥）
と、炉側面に組付けられたバーナ・配管
（写真手前）（刈谷工場）



刈谷工場に導入した水素貯蔵設備

2) 未来への責任を果たすべく、足元の稼ぐ力を取り戻し 将来の成長戦略を確かなものにする

足元の取り組みといたしましては、「つくり、売り、買い」の、全方位での収益構造改革に取り組んでおります。

「つくりの改革」としましては、設備寄せ止め（生産性の高い設備への工程集約）による生産効率向上でのエネルギー費低減、原材料の品種ごとの価格をふまえた、最適な使用による原材料費低減、物流改革による整流化に取り組みました。「売りの改革」としましては、仕入れ先を含む労務費アップや運送費等のコストアップについて、顧客への理解活動を推進し、売価反映を進めることができました。今後は、収益の安定化のため、お客様に対し速やかな価格反映の必要性を丁寧に説明することで、最長6か月のスライドギャップ期間（売りと買いのコスト転嫁の期間）を短縮し、タイムリーに価格反映する仕組みを実現してまいります。

このような足元の取り組みに加え、中期経営計画で掲げた通り、「お客様に寄り添い期待に応える」、「お客様ニーズを深く掘り下げ、素材メーカーの知見・技術を活かして、部材・部品となる前の段階からお役に立つ」ことを念頭に、お客様の困りごとの解決にどんな素材・技術・部品が必要か、徹底的に検討してまいりました。その結果をふまえ、当年2月に、昨年公表した中期経営計画をベースに、稼ぐ力強化を主眼に置いた成長戦略と財務・資本戦略を具体化し、2040年までの当社の目指す姿を「中期経営計画アップデート」として公表いたしました。アップデートした中期経営計画においては、以下の3領域を主な施策ととらえ、実現に向けた取り組みを加速しております。

- 1) マルチパスウェイへの貢献：良品廉価な鋼材・鍛造品生産とさらなるCN貢献
- 2) 需要地変化への対応：グローバルサウス（特にインド）事業展開
- 3) 社会課題へのソリューション提供：新技術・新商品の積極投入

当社の強みである資源循環型のモノづくりに磨きをかけるとともに、成長が期待される分野・地域にリソースを投入・積極投資を行うことで、中期経営計画の達成を確かなものにしてまいります。

3) 厳しく温かく人が育つ風土の醸成

社員が幸せを感じられる「価値ある会社人生」を追求することが、結果として会社の成長につながると考え、2030年ビジョンの経営指針の一つとして「従業員の幸せと会社の発展」を掲げ、その実現に向けた人材への投資を積極的に行っております。まず、「問題解決を通じた人材育成の強化」として、日常業務での指導を通じた「現地現物」「原理原則」「お客様目線」の徹底による問題点の明確化や真因追究、解決するために何をすべきかを真正面から考え、乗り越える姿勢を育むことに取り組んでいます。また、上司には、「どうすればやれるか」を共に考え寄り添う姿勢で温かくカバーできるリーダーとなれるよう、常識力・問題解決力・人間力を兼ね備えたリーダー育成のための研修を実施しております。

加えて、「価値観の共有・徹底を通じた一体感のレベルアップ」にも取り組んでおります。当期は、従業員が会社をどう見ているのか把握するため、「やりがい」「いい会社」についてのアンケートを実施し、課題（仮説）を抽出した上で、課題の検証のため、従業員に広くヒアリングを行いました。その結果、多くの課題は「上司による部下の面倒見の不足」、「声を上げたことに対する目に見える改善の不足」といった「本当に人を大切にしているか」の問題に収斂すると考えられますので、改めて「人」は財産と認識し、「人」にフォーカスした取り組みを人事制度、人材育成、広報施策、コミュニケーション施策、職場環境対策といった、あらゆる角度から行ってまいります。



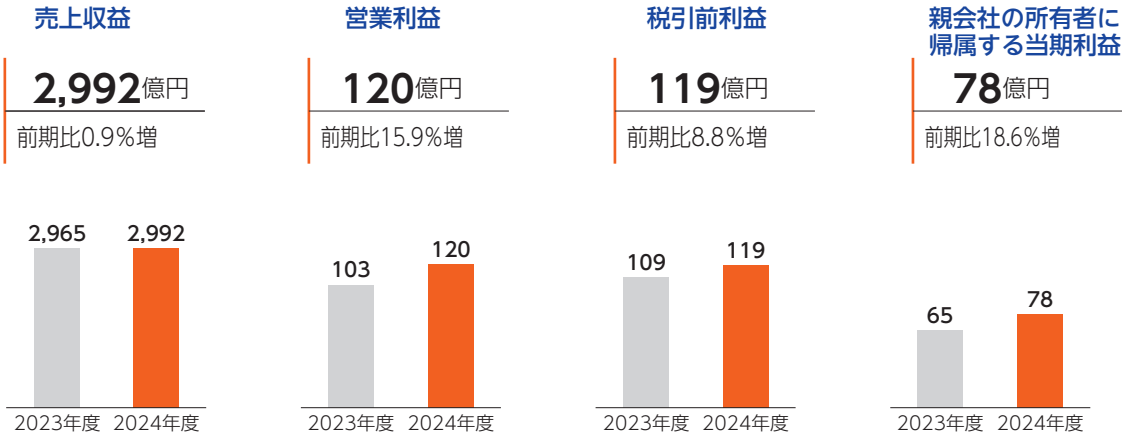
人材への投資：新独身寮「白扇寮」

当期の経営成績

当社グループの当期業績につきましては、販売価格の値上がりにより、売上収益は前期と比較して27億円（0.9％）増の2,992億円と過去最高となりました。売上収益の内訳は、鋼カンパニーで1,067億円、ステンレスカンパニーで440億円、鍛カンパニーで1,255億円、スマートカンパニーで205億円、その他で23億円となっております。

利益につきましては、販売価格の値上がりや鉄スクラップ等購入品価格の値下がり、原価低減などが増益要因となり、営業利益は前期比16億4千4百万円（15.9％）増の120億1千6百万円となりました。また、税引前利益は前期比9億6千万円（8.8％）増の119億7百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益は前期比12億2千7百万円（18.6％）増の78億2千万円となりました。

ご参考



鋼(ハガネ)カンパニー



棒鋼

平鋼

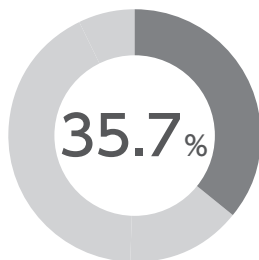


【製品例】・構造用鋼 ・ばね鋼
・軸受鋼など

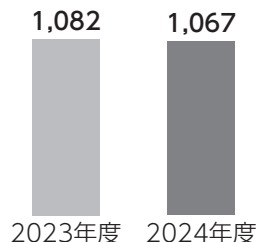
売上収益

1,067 億円
(前期比1.3%減)

売上収益構成比



売上収益の推移(億円)

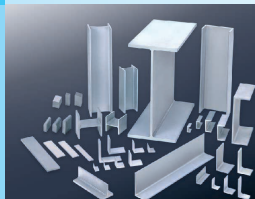


特殊鋼の販売価格の値上がりがあったものの、販売数量の減少により、当期の売上収益は、前期と比較して、14億4千8百万円(1.3%)減少し、1,067億6千8百万円となりました。

【主な取り組み】

- ① 2026年度までに損益分岐点を2023年度比で20%引き下げるプロジェクトに取り組み、製鋼～圧延の一貫歩留向上、鉄屑、合金鉄、副原料資源、油脂消耗品、資材等の安価資材探求に加え、寄せ止めをベースに生産に左右されない原単位低減や、小さく構えて急な環境変化に対応できる発注管理(保全費、油脂、消耗品)、構内物流の整流化、売価スプレッド改善などにより大きな成果を上げ、2年前倒しで、2024年度に目標達成することができました。
- ② 次世代製鋼プロセスやインドでの事業拡大といった企画検討を進めております。次世代製鋼プロセスの検討におきましては、お客様ニーズに紐づく最適品質の造りこみや特殊鋼業界No.1の省エネ効率を達成し、お客様のマルチパスウェイへ貢献することで、世界一の資源循環型ものづくり(CE)・CNと圧倒的なQCD競争力で、特殊鋼業界の中で勝ち抜いていくことを目標に検討を進めております。インド事業におきましては、バルドマン スペシャルスチール社(以下、バルドマン)への資本参加と現地現物での技術支援により向上したバルドマンの品質・生産能力をベースに、2023年1月から開始している当社グループのアセアン鍛造拠点(タイ、インドネシア)への鋼材供給の拡大やインド国内日系顧客販路開拓を進めております。今後も、バルドマンの品質・生産能力のさらなる向上のための支援を継続し、インドでの特殊鋼需要の拡大に対応してまいります。

ステンレス カンパニー



ステンレス形鋼

高圧水素用
ステンレス鋼

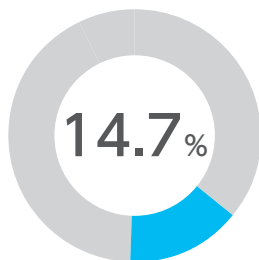


- 【製品例】
- ・ステンレス形鋼
 - ・高圧水素用ステンレス鋼
 - ・刃物用ステンレス鋼など

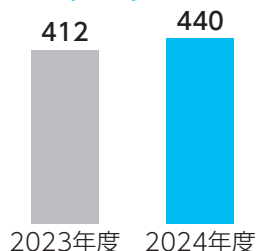
売上収益

440億円
(前期比6.8%増)

売上収益構成比



売上収益の推移(億円)



ステンレス鋼の販売価格の値下がりがあったものの、販売数量の増加により、当期の売上収益は、前期と比較して、27億9千6百万円（6.8％）増加し、440億5千5百万円となりました。

【主な取り組み】

2026年度までに、ステンレス鋼全体の供給能力を2019年度比で4割増の年9万トンに高める計画に基づき、設備更新を順次進めております。前期までに原材料の溶解効率を高めた電炉に改修し、今回は第2ステップとして、約12億円を投じて知多工場の形鋼圧延ラインの増強とI o T基盤の構築を図りました。これにより、知多工場の形鋼圧延ラインの生産可能寸法を拡大でき、刈谷工場で生産していた形鋼の一部を知多工場に生産移管することで、生産負荷の最適配分による生産能力向上（7万3千トン/年、従来比 約15％向上）を実現いたしました。また、今後のステンレス鋼需要が見込まれる土木インフラ、エネルギーインフラ等などに対し川下展開としてエンジニアリングビジネス（設計協力・工場製作・現場施工）を強化し、ステンレス鋼材メーカーとして唯一の事業展開を進めております。今後も、製造プロセス改革を計画的に実施し、ステンレス鋼材の供給能力増強とともに、良品廉価なステンレス鋼材の安定供給に努めてまいります。さらにエンジニアリング機能を拡大し、老朽化したインフラ更新需要等に対応してまいります。このような取り組みを通じ、今後もステンレス鋼材とエンジニアリングでサステナブル社会の実現に貢献してまいります。

鍛(キタエル)カンパニー



クランクシャフト

アウトプットシャフト

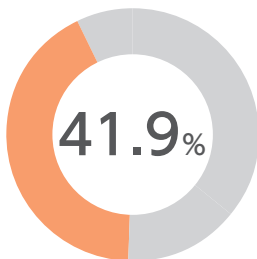


【製品例】・ディファレンシャルリングギヤ
・リアアクスルシャフトなど

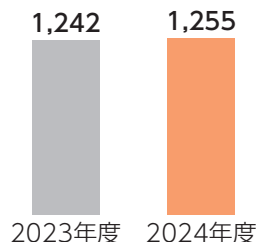
売上収益

1,255億円
(前期比1.0%増)

売上収益構成比



売上収益の推移(億円)

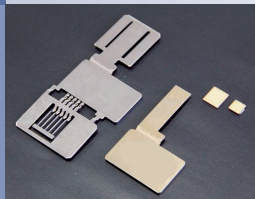


鍛造品の販売数量の減少はあったものの、販売価格の値上がりにより、当期の売上収益は、前期と比較して、12億4千4百万円（1.0％）増加し、1,255億6百万円となりました。

〔主な取り組み〕

今後、自動車の機構変化による数量減少が見込まれる中、量変動対応力の強化として、「売り、つくり、買い」の改革による収益改善に引き続き取り組んでまいりました。「売り」の改革では、電動車拡大に対応し、粗形材～粗加工まで当社が手掛けることにより、お客様が粗形材と粗加工それぞれのサプライヤーを探す必要なく、工程スルーで当社での「ワンストップ調達」を可能とすることで次世代e-Axle（BEVやHEVなどの電動車両に使用される主要な駆動ユニット）向け部品の受注につなげることができました。また、「つくり」の改革では、生産性向上を目指した、老朽設備の寄せ止めや良品条件の明確化による品質向上に取り組みました。加えて、多品種かつ少量でも良品廉価な製品を生産できる「多品種少量生産ライン」開発も進めており、汎用型を用いた回転逐次成形により自在に形状を作り、荒地工程と専用型を削減することで、型共通化および工程削減を実現する設備の開発に取り組む、2025年度中の号口稼働を目指しております。鍛造業界は、とかく「成熟事業」と考えられますが、「CO₂削減」と「コスト競争力向上」を組み合わせ、当社ならではの新たな価値を創造し、「日本の鍛造業を背負って立つ」意気込みで、挑戦を続けてまいります。

スマートカンパニー



パワーカード用
リードフレーム

マグファイン®

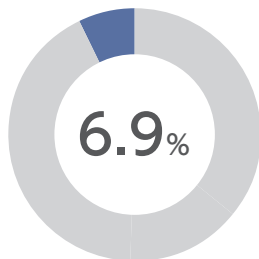


【製品例】・パワーカード用リードフレーム
・マグファイン®
・MIセンサなど

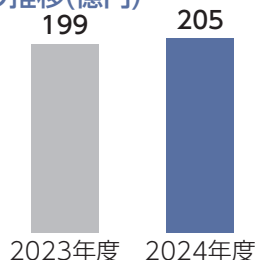
売上収益

205億円
(前期比3.3%増)

売上収益構成比



売上収益の推移(億円)



電子部品の売上の増加により、当期の売上収益は、前期と比較して、6億5千3百万円(3.3%)増加し、205億9千3百万円となりました。

〔主な取り組み〕

① 電子部品事業では、電動車の需要増加を見据え、岐阜工場（岐阜県各務原市）にてパワーカード(※)用リードフレーム（以下、リードフレーム）第4ラインを昨年5月に稼働いたしました。本ラインでの量産開始により、当社のリードフレームの生産能力は約160万個／月向上し、全体で約760万個／月となりました。当ラインでは、創業から培ってきたモノづくり力をベースに、これまでの生産能力増強で培った知見をライン設計に反映し、品質および生産性などの競争力向上を実現いたしました。

② 磁石事業では、昨年9月から、耐候性の大幅な向上を実現したNd異方性ボンド磁石「マグファイン®」の新製品サンプルの販売を開始いたしました。今回の新製品では、当社独自技術により磁粉1粒ごとにコーティングを施すことで防錆性能を向上させ、磁石において過酷な環境とされる水溶液中にて、磁力低下率を従来品比14%改善させることに成功し、安定した性能が発揮できるようになりました。今後は電動ウォーターポンプ（電動車のモーターやバッテリー等の温度管理に使用される装置）など、従来以上に様々な用途のモーターへの採用を目指すとともに、本技術を活かし、より高い磁力と耐候性を併せ持ち、さらに広い分野で活躍できる磁石の開発も進めてまいります。

※ パワー半導体が複数セットされたカード型のパワーモジュール

（２）設備投資の状況

設備投資は、主として、鋼材・鍛造品・電磁品の製造設備の合理化および老朽更新・機能向上のため、総額186億円を実施いたしました。

（３）資金調達の状況

設備投資計画を織り込んだキャッシュフローをふまえて、当社は、昨年8月、11月および今年の2月に、合計270億円のコマーシャル・ペーパーを発行し、資金調達を実施いたしました。

（４）対処すべき課題

2025年度の国際経済は、トランプ政権による相互関税政策を発端とする貿易摩擦の激化も予想され、世界の貿易および各国での生産・投資活動の落ち込みや、個人消費の下振れなど経済活動の落ち込みが懸念されます。日本国内においても、輸出の落ち込みによる企業収益の悪化や、輸入物価の上昇により消費者物価が上昇し、個人消費が抑制される可能性があるなど、下振れリスクは大きいと考えられます。

自動車業界では、関税政策の影響を大きく受けるのに加え、足元で成長スピードが鈍化している世界のBEVシフトは、中長期的に再加速する可能性が高く、自動車メーカーによる競争は激しさを増すことが予想されます。当社は創業以来、特殊鋼や鍛造品など素材や部品を通じてクルマの可能性を広げてまいりましたが、今後も、自動車の発展に貢献してきた技術を活かし、自動車のみならず、広く社会課題解決に貢献できる素材を提供する「環境に一番やさしい鉄屋」として社会に貢献してまいります。

また、変化に強い企業体質を作るため、これまで注力してきた「モノを作る力」に加えて、DX・情報基盤の整備、強化によるリアルタイム経営の実現（経営判断の迅速化）や、ムダ・ムラ・ムリを徹底排除した高効率物流網の整備など、環境と物流ドライバーにやさしい高効率輸送の追求といった「物流改革」も含め、全方位での収益構造改革を推進することで、「稼ぐ力」を向上してまいります。

さらに、2050年度を目標としているCNの早期実現も見据え、7工場のうち5工場は2022年度までにCNを達成しており、CNなエネルギーの使用も含め、2030年でのCO₂排出量50%削減（2013年度比）のメド付けも進んでおります。その先の2050年でのCN実現には水素活用における技術的なブレークスルーが必要と考えられるため、先に紹介しました、刈谷工場での水素・都市ガス兼用バーナでの実証実験、実用化に向けた取り組みなど計画的に進めてまいります。

上記のとおり、当社グループは“世のため、人のため”、“お役に立つ”という創業の精神に立ち戻り、課題に現地現物で正面から向き合うことで、変化に強い企業体質を作りながら、成長戦略の実現に向け、当社グループ一丸で取り組み、企業価値を高めてまいります。

具体的には、中期経営計画期間となる2024－26年度の2年目として、引き続き「変革のリーダー、私。」をスローガンに掲げ、一人ひとりが主役となって、以下の方針に則り、施策に取り組んでまいります。

1. 創業の精神に則り、自らの倫理観と仕事への誇りに基づいた正直で真つ当な企業行動
 - 1－（1）：常にお客様を意識し、その期待に応える
 - 1－（2）：安全・品質は絶対である
 - 1－（3）：社会への責任として持続性を自覚する
2. 成長戦略を必ずやり遂げ、お約束を守り、未来への責任を果たす
 - 2－（1）：「稼ぐ力」を徹底的に鍛え、「成長戦略」のロードマップを具体化し着実に実行する（自工程完結・日常管理・TPSの徹底と拡販）
 - 2－（2）：柔軟でスピーディーなリソース配分と強靱かつ機動的な財務政策
3. 厳しく温かく人が育つ風土を築き上げ、人を大切にする経営を実践
 - 3－（1）：問題解決を通じた人材育成の強化
（真因を見極め最後までやり抜く改善マインド・改善能力）
 - 3－（2）：アイチの価値観の共有・徹底を通じた一体感のレベルアップ
 - 3－（3）：一人ひとりがイキイキと活躍できる健康経営の強化

最後になりますが、当社は、PBR1倍割れ、ROE8%未満という、ステークホルダーの皆様のご期待にお応えできていない状況を踏まえ、成長戦略と財務・資本戦略を両輪で進め、資本収益性を向上していくことを、当年2月に中期経営計画アップデートとして公表いたしました。具体的な向上策として、2024－26年度において、財務健全性の維持を前提に、ROE向上に必要な資本コントロールとして、通常配当に加え、400億円程度の株主還元を実施させていただくこととしております。今後は、成長戦略の実現による営業キャッシュフローの向上と、資産圧縮、有利子負債活用により資金を創出し、それを成長投資、株主還元にバランスよく配分することで、2030年までの出来る限り早い段階でのROE8%実現を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

国際会計基準 (IFRS)

区分	第118期 2021年度	第119期 2022年度	第120期 2023年度	第121期 2024年度
売上収益 (百万円)	260,117	285,141	296,516	299,287
営業利益 (百万円)	2,139	3,260	10,372	12,016
税引前利益 (百万円)	2,895	4,099	10,947	11,907
親会社の所有者に帰属する 当期利益 (百万円)	1,089	1,610	6,593	7,820
基本的1株当たり当期利益 (円)	55.29	81.65	334.03	398.02
資本合計 (百万円)	212,475	214,322	262,010	243,398
資産合計 (百万円)	364,400	385,449	443,108	400,063
親会社所有者帰属持分比率 (%)	55.31	52.86	56.64	57.98
親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE) (%)	0.55	0.79	2.90	3.24
資産合計当期利益率 (ROA) (%)	0.30	0.43	1.59	1.86

(注) 当社は第119期より、IFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。

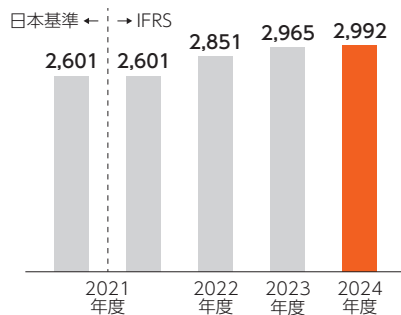
また、ご参考までに第118期についてもIFRSベースに組み替えた数値を記載しております。

日本基準

区分	第118期 2021年度	第119期 2022年度	第120期 2023年度	第121期 2024年度
売上高 (百万円)	260,138	—	—	—
営業利益 (百万円)	2,806	—	—	—
経常利益 (百万円)	3,508	—	—	—
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	933	—	—	—
1株当たり当期純利益 (円)	47.38	—	—	—
純資産 (百万円)	186,904	—	—	—
総資産 (百万円)	323,866	—	—	—
自己資本比率 (%)	54.34	—	—	—
自己資本利益率 (ROE) (%)	0.54	—	—	—
総資産利益率 (ROA) (%)	0.29	—	—	—

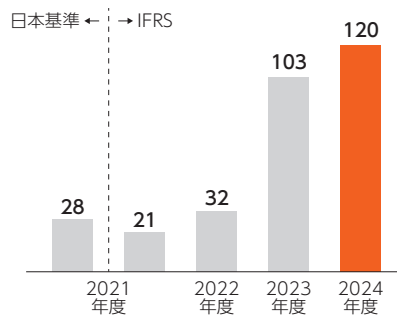
売上収益

(単位：億円)



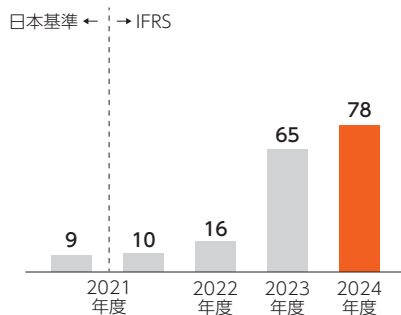
営業利益

(単位：億円)



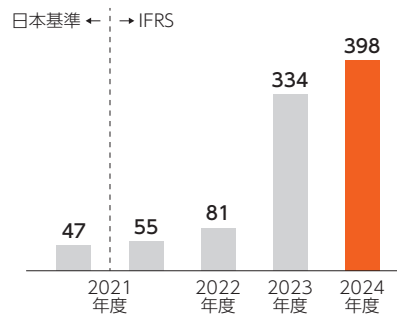
親会社の所有者に 帰属する当期利益

(単位：億円)



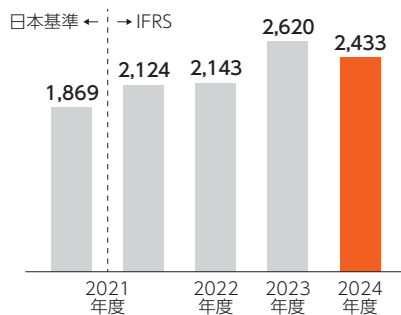
基本的1株当たり 当期利益

(単位：円)



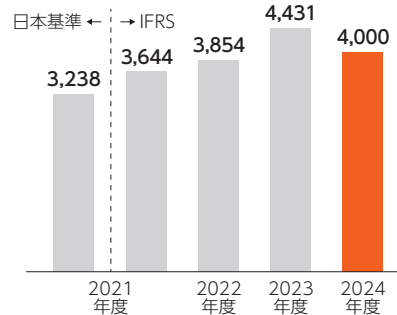
資本合計

(単位：億円)



資産合計

(単位：億円)



(注) 2022年度よりIFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。
また、ご参考までに2021年度についてもIFRSベースに組み替えた数値を併記しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金または出資金 百万円	議決権比率 %	主要な事業内容
愛鋼株式会社	愛知県	225	* 75.48	特殊鋼およびステンレス鋼の加工 および販売
アイチセラテック株式会社	愛知県	50	* 67.91	耐火物の製造および販売、工業炉の 設計施工
近江鋳業株式会社	滋賀県	50	* 55.34	石灰石等鋳物の採掘、加工および販売
アイチ テクノメタル フカウミ 株式会社	新潟県	70	86.32	ステンレス鋼の圧延、二次加工 および販売
アイチ物流株式会社	愛知県	39	92.28	貨物運送業、荷役業および倉庫業
アイチ情報システム株式会社	愛知県	80	86.90	ソフトウェアの開発、コンピュータ および周辺機器の販売、メンテナンス
アイコーサービス株式会社	愛知県	30	100.00	日用雑貨品等販売業、飲食店業、給食業 および造園緑化事業
株式会社アスデックス	愛知県	100	60.00	鍛造用金型の開発、設計、製造 および販売
アイチ フォージ フィリピン 株式会社	フィリ ピン	千フィリピンペソ 511,000	85.00	鍛造品の製造および販売
アイチフォージ ユーエスエイ 株式会社	米国	千米ドル 105,861	100.00	鍛造品の製造および販売
アイチ ヨーロッパ有限会社	ドイツ	千ユーロ 100	100.00	磁石応用製品、金属繊維等の販売
アイチ フォージ (タイランド) 株式会社	タイ	千バーツ 470,000	90.00	鍛造品の製造および販売
上海愛知鍛造有限公司	中国	千人民元 229,596	48.00	鍛造品の製造および販売
アイチ フォージング インドネシア株式会社	インド ネシア	千米ドル 3,600	100.00	鍛造品の精整および販売
アイチコリア株式会社	韓国	千ウォン 200,000	100.00	ステンレス鋼等の販売
愛知磁石科技 (平湖) 有限公司	中国	千人民元 15,230	100.00	磁石応用製品の販売
浙江愛智機電有限公司	中国	千人民元 41,500	56.62	磁石応用製品の製造

(注) 議決権比率欄の*印は、子会社による所有を含む比率を表示しております。

(7) 企業集団の主要な事業内容

区分	主な製品およびサービス
鋼(ハガネ)カンパニー	特殊鋼(熱間圧延材)、製鋼用資材
ステンレスカンパニー	ステンレス鋼およびチタン(熱間圧延材、二次加工品)、 ステンレス鋼構造物エンジニアリング
鍛(キタエル)カンパニー	型打鍛造品(自動車部品粗形材、機械部品粗形材など)、鍛造用金型加工品
スマートカンパニー	電子機能材料・部品、磁石応用製品、植物活性材、金属繊維
その他の事業	子会社によるコンピューターソフト開発、物品販売、緑化

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本社	愛知県東海市荒尾町ワノ割1番地
営業拠点	東京支店、大阪支店、福岡営業所
工場	知多工場、刈谷工場、鍛造工場、東浦工場、電子部品工場〔以上 愛知県〕 岐阜工場、関工場〔以上 岐阜県〕

② 子会社

「(6) 重要な子会社の状況」をご参照ください。

(9) 従業員の状況

① 企業集団の状況

従業員数	前期末比増減
4,522名	△50名

② 当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,578名	△61名	39.4歳	17.6年

(1 0) 主要な借入先

借入先	借入額 (百万円)
第9回シンジケートローン	3,000
株式会社三菱UFJ銀行	12,000
株式会社三井住友銀行	11,000
株式会社りそな銀行	6,000
株式会社京都銀行	5,000
農林中央金庫	5,000
岐阜県信用農業協同組合連合会	4,000
信金中央金庫	3,000
株式会社八十二銀行	3,000
株式会社百五銀行	3,000
株式会社名古屋銀行	2,000
株式会社あいち銀行	1,000

(注) 第9回シンジケートローンは、三井住友信託銀行株式会社を幹事とする融資によるものであります。

2. 当社の株式に関する事項

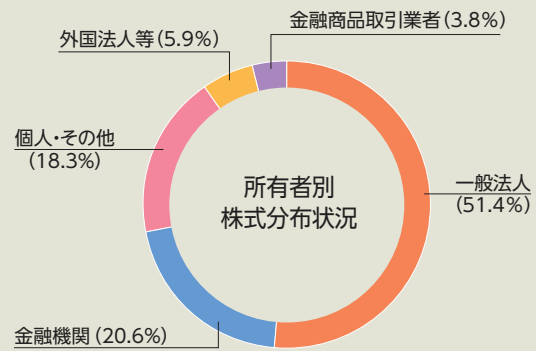
- (1) 発行可能株式総数 47,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,109,187株（うち自己株式8,000株）
- (3) 株主数 7,236名
- (4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	出資比率（％）
トヨタ自動車株式会社	4,715	24.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,631	8.54
株式会社レノ	1,435	7.51
株式会社豊田自動織機	1,360	7.12
日本製鉄株式会社	994	5.21
野村 絢	529	2.77
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	500	2.62
株式会社三井住友銀行	491	2.57
株式会社三菱UFJ銀行	474	2.48
トヨタ不動産株式会社	461	2.42

(5) 当事業年度中に会社役員に職務執行の対価として交付した株式の状況

役員区分	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（社外取締役を除く）	7,509	4
社外取締役	-	-
監査役	-	-

- (注) 1. 当社は取締役（社外取締役を除く）に対して非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬を支給しております。当該譲渡制限付株式報酬の内容の概要等は、3.（7）非金銭報酬等に関する事項をご参照ください。
2. 社外取締役・監査役は独立した立場で経営の監視・監督機能を担う役割のため、非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の支給はありません。



3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
藤岡高広	* 取締役会長	ノリタケ株式会社社外取締役
後藤尚英	* 取締役社長	上海愛知鍛造有限公司取締役副会長
中村元志	* 取締役副社長	経営全般補佐、監査室、リスクマネジメント本部長・CRO*、中央発條株式会社社外監査役
# 石井直生	取締役	経営企画本部長
安井香一	取締役	東邦瓦斯株式会社相談役、中部日本放送株式会社社外取締役
新居勇子	取締役	ANAあきんど株式会社顧問、ダイキン工業株式会社社外取締役、美津濃株式会社社外取締役
横田博史	常勤監査役	
# 小川正路	常勤監査役	
小倉克幸	監査役	トヨタ自動車株式会社常勤監査役
熊澤聡太郎	監査役	株式会社豊田自動織機経営役員

※Chief Risk Officer

- (注) 1. *印は、代表取締役であります。
2. #印は、2024年6月13日開催の第120回定時株主総会で新たに選任された取締役および監査役であります。
3. 取締役安永直弘氏は、2024年6月13日開催の第120回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
4. 監査役知野広明氏は、2024年6月13日開催の第120回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
5. 取締役のうち、安井香一および新居勇子の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
6. 監査役のうち、小倉克幸および熊澤聡太郎の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
7. 安井香一および新居勇子の両氏について、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
8. 安井香一氏が相談役を務める東邦瓦斯株式会社は、当社と事業者として通常のガスの需給取引があります。また、同氏が社外取締役を務める中部日本放送株式会社と当社との関係について、特に記載すべき事項はありません。
9. 新居勇子氏の重要な兼職先と当社との関係について、特に記載すべき事項はありません。
10. 小倉克幸氏が常勤監査役を務めるトヨタ自動車株式会社は、当社の第1位の株主であり、当社製品等の主要な取引関係があります。
11. 熊澤聡太郎氏が経営役員を務める株式会社豊田自動織機は、当社の第4位の株主であり、当社製品等の主要な取引関係があります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同第423条第1項に定める責任について、同第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社と各取締役および各監査役の間では、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、被保険者となる役員等が、役員等として行った業務に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害を補填することとしております。なお、被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為に起因する損害賠償請求に対しては補填しないこと、一定の免責金額を設ける等の措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者である役員等は、当社および当社子会社の全ての取締役、経営役員、執行職および監査役であり、その保険料は全額当社および当社子会社による会社負担としております。

(5) 取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給人員 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	318 (24)	244 (24)	45 (-)	27 (-)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	78 (12)	78 (12)	- (-)	- (-)	5 (2)
合計 (うち社外役員)	396 (36)	322 (36)	45 (-)	27 (-)	12 (4)

- (注) 1. 業績連動報酬等は、2025年5月15日開催の取締役会で決議した賞与金額を計上しています。
2. 非金銭報酬等は、取締役（社外取締役を除く）に対し交付した譲渡制限付株式に関し、当事業年度に費用化された金額を計上しています。
3. 上記には、2024年6月13日開催の第120回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役および監査役を含んでおります。
4. 経営陣幹部、取締役の報酬については過半数を独立社外取締役で構成し、独立社外取締役を委員長とする役員報酬・人事案策定委員会が審議、取締役会に答申しております。取締役会では同委員会の答申を踏まえ決定しております。また、社外取締役を除く取締役の報酬は固定報酬、業績連動報酬である賞与および非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬により構成されております。社外取締役・監査役は独立した立場で経営の監視・監督機能を担う役割のため、業績連動報酬である賞与および非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の支給はありません。

（６）業績連動報酬等に関する事項

当社の持続的な企業価値向上および事業計画達成のための短期インセンティブとして、業績連動報酬である賞与を支給しており、その支給額は以下の基準に基づき決定しております。

- 1) 賞与は、各期の業績をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社動向および中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案する。業績連動部分に関しては、中期経営計画で連結営業利益を目標指標としていることから、連結営業損益に連動させる。
- 2) 賞与金額は、過去の連結営業損益の推移等から基準営業利益および基準賞与額を決めた上で、当該事業年度の連結営業損益との比較を行い、賞与支給のための指数を算出した上で、基準賞与額に指数を乗じ算定する。なお、この指数は当該事業年度の連結営業損益が零または損失の場合は０％となり、利益の場合はその金額に連動して増加するものとする。
- 3) 個人別の賞与金額の決定にあたっては、会社業績への貢献度や、中期経営計画におけるプロジェクト等の進捗率を勘案した評価を反映するものとする。

なお、当事業年度を含む連結営業損益の推移は１．（５）財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。

（７）非金銭報酬等に関する事項

株主とのさらなる価値共有を進め、当社の企業価値の持続的な向上を図る中長期インセンティブとして、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」）に非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬を支給しております。対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定します。

対象取締役は、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について割当を受けます。また、当社が対象取締役に対して発行または処分する普通株式の総数は、年20,000株以内とし、その１株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会が決定します。

なお、支給の際に付された条件の概要等は以下のとおりです。

- 1) 対象取締役は、割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」）の払込期日から当社の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間（以下「譲渡制限期間」）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」）。
- 2) 対象取締役が、譲渡制限期間の開始日からその後最初に到来する定時株主総会終結時点の直前時までの期間の満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は本割当株式を無償で取得する。

- 3) 上記1)の定めにかかわらず、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- 4) 上記1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（８）取締役および監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役の月額報酬および賞与の限度額は、2020年6月18日開催の第116回定時株主総会にて年額600百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず、うち社外取締役分は年額100百万円以内）と決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は2名）です。また、監査役の報酬限度額は、2020年6月18日開催の第116回定時株主総会にて年額150百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。

譲渡制限付株式報酬の報酬総額は、2020年6月18日開催の第116回定時株主総会にて年額50百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）の金銭債権を支給することおよび譲渡制限付株式の譲渡制限期間として当該譲渡制限付株式の払込期日から当社の取締役会が定める地位を退任した時点の直後の時点までの期間とすることにつき、ご承認をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。

(9) 取締役の個人別の報酬等についての決定方針に関する事項

当社は会社法第361条第7項の規定に基づき、取締役の個人別の報酬等に係る決定方針を取締役会で定めており、その概要は以下のとおりです。

取締役報酬の決定方針

(基本的な考え方)

当社の取締役報酬制度は、以下の考え方に基づき設計する。

1. 取締役のそれぞれに求められる役割および責任に応じたものとする。
2. 当社の事業戦略に整合したものであり、持続的な企業価値向上に向けた取り組みを取締役に促すものとする。
3. 経営者としてより一層強い責任感を持ち、株主と同じ目線に立った経営の推進を動機付けるものとする。
4. 経済環境や市場動向に加えて、他社の支給水準を考慮の上、報酬の水準を設定する。
5. 報酬制度の決定プロセスは客観的で透明性の高いものとする。

(報酬の構成および割合)

社外取締役を除く取締役の報酬については、a.固定報酬としての月額報酬、b.短期インセンティブ報酬としての賞与、c.中長期インセンティブ報酬としての譲渡制限付株式報酬から構成することとする。

a. 固定報酬としての月額報酬

各取締役の役割・職責に応じて決定し、固定報酬として月額報酬を支給する。

b. 短期インセンティブ報酬としての賞与

3. (6) 業績連動報酬等に関する事項に記載のとおり。

c. 中長期インセンティブ報酬としての譲渡制限付株式報酬

株主とのさらなる価値共有を進め、当社の企業価値の持続的な向上を図る中長期インセンティブとして、以下のとおり、一定の譲渡制限期間を設けた上で、当社普通株式を付与する。

- 1) 原則として毎年、当社と付与対象者の間で譲渡制限付株式割当契約を締結した上で、その職位に応じて決定された数の当社普通株式を付与する。
- 2) その付与される株式の数は、当社が付与対象者に対して支給する報酬全体の金額の概ね10%程度 of 金額に相当する数を目安とする。
- 3) 譲渡制限期間は、譲渡制限付株式割当契約により割当を受けた当社の普通株式の払込期日から当社の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間とする。

なお、社外取締役を除く取締役の報酬の構成割合は、業績目標を100%達成した場合に、a:b:cの割合が概ね72:18:10となるよう設計する。

社外取締役の報酬については、独立した立場で経営の監視・監督機能を担う役割のため、賞与および株式報酬の支給はなく、固定報酬としての月額報酬のみとする。当該固定報酬としての月額報酬は、経済環境や市場動向、他社の支給水準を考慮の上、決定する。

(取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項)

当社の取締役の報酬等については、過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする任意の役員報酬・人事案策定委員会において、報酬等の体系および水準、個人別の報酬等の内容、それらの決定方針並びに手続きについて諮問し、その結果を踏まえ、取締役の報酬等の方針並びに個人別報酬等の内容等を決定する。

(取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項)

固定報酬としての月額報酬および業績連動報酬としての賞与のうち、個人別の評価に係る金額の部分については、その内容の決定を代表取締役社長に委任する。

権限を委任する理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためである。

当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする任意の役員報酬・人事案策定委員会に原案を諮問し答申を得るものとする。

なお、当該事業年度の取締役の個人別報酬等の内容の決定にあたっては、役員報酬・人事案策定委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

(10) 取締役の個人別の報酬等の決定についての委任に関する事項

当事業年度における社外取締役を除く取締役に支給した固定報酬としての月額報酬および業績連動報酬である賞与のうち、個人別の評価に係る金額の部分については、その内容の決定を代表取締役社長の後藤尚英に委任しております。権限を委任した理由および権限が適切に行使されるようにするための措置については、3.(9) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項に記載のとおりです。

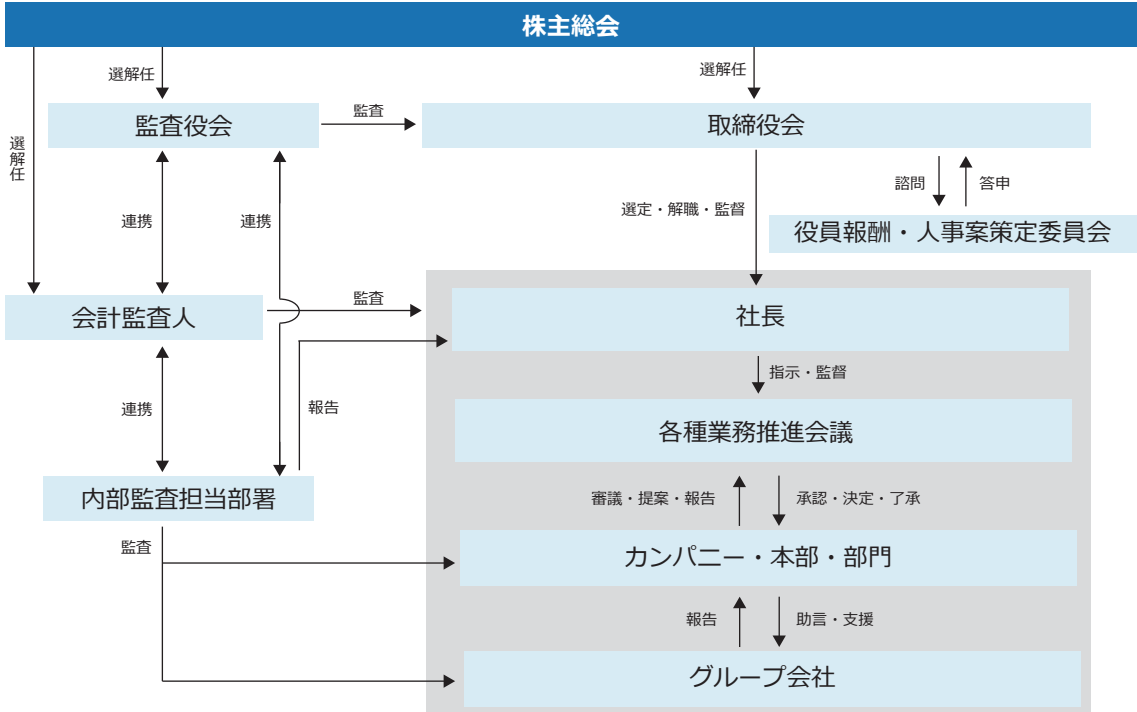
(11) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	安井香一	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、積極的に意見・提言を行っており、経営全般の監督機能の強化に貢献しております。また、任意の役員報酬・人事案策定委員会では委員長を務め、役員等の指名および報酬の決定に関する取締役会への答申を主導しております。
社外取締役	新居勇子	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、グローバル企業における豊富な経験と幅広い見識に基づき、積極的に意見・提言を行っており、経営全般の監督機能の強化に貢献しております。また、任意の役員報酬・人事案策定委員会の委員として、役員等の指名および報酬の決定における透明性および客観性の向上に貢献しております。
社外監査役	小倉克幸	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、グローバル企業における経理・財務や監査業務の要職として培われた豊富な経験から、当社の経営に対する有益な意見・指摘を行っております。
社外監査役	熊澤聡太郎	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回（93%）および監査役会の全てに出席し、グローバル企業における開発部門の要職として培われた豊富な経験から、当社の経営に対する有益な意見・指摘を行っております。

＜ご参考＞コーポレートガバナンス体制について

当社は会社法および会社法施行規則に基づき、当社および当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制を整備し、コンプライアンス・リスクマネジメントの徹底、職務の効率性確保、グループ管理体制および監査役に関する事項につき、適正な運用に努め、毎年その運用状況を確認し、体制のさらなる充実をめざします。



取締役会	独立社外取締役2名を含む6名の取締役から構成されており、当社の経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の監督をしております。
監査役会	社外監査役2名を含む4名の監査役から構成されており、取締役の職務執行の適法性・適正性を監査するとともに、必要に応じて会計監査人および内部監査担当部署と連携をして、内部統制システムの整備状況を監査しております。
役員報酬・人事案策定委員会	独立社外取締役2名と取締役社長で構成されており、委員長は独立社外取締役が務めております。取締役の報酬並びに取締役・監査役候補の指名および経営陣幹部の選解任について審議し、取締役会へ答申をしております。
各種業務推進会議	役員および経営陣幹部等で構成される各種業務推進会議にて、経営に関わる重要事項の審議・情報共有や業務執行状況の確認を行っております。
カンパニー・本部・部門	主要製品を基軸としたパーチャル会社である「カンパニー」、カンパニーの事業運営を支える機能軸として4つの本部から構成される「コーポレートオフィス」、安全・品質機能を担う「リスクマネジメント本部」、そして独立した内部監査機能から構成される組織体系としております。なお、各カンパニーに「プレジデント」、各本部には「本部長」をそれぞれ配置し、責任・権限の委譲を進めるとともに、さらなる意思決定の迅速化を図っております。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2025年3月31日現在)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	157,789
現金及び現金同等物	36,275
営業債権及びその他の債権	63,749
その他の金融資産	3,481
棚卸資産	53,410
その他の流動資産	873
非流動資産	242,273
有形固定資産	130,986
無形資産	2,426
営業債権及びその他の債権	17
その他の金融資産	61,607
退職給付に係る資産	46,433
繰延税金資産	802
その他の非流動資産	0
資産合計	400,063

(百万円未満切り捨て)

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	69,741
営業債務及びその他の債務	43,708
借入金	17,549
その他の金融負債	861
未払法人所得税	1,724
その他の流動負債	5,897
非流動負債	86,923
借入金	47,020
その他の金融負債	3,990
退職給付に係る負債	12,209
引当金	722
繰延税金負債	22,646
その他の非流動負債	334
負債合計	156,664
(資本の部)	
親会社の所有者に帰属する持分	231,936
資本金	25,016
資本剰余金	28,254
利益剰余金	137,624
自己株式	△53
その他の資本の構成要素	41,093
非支配持分	11,462
資本合計	243,398
負債及び資本合計	400,063

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(百万円未満切り捨て)

科目	金額
売上収益	299,287
売上原価	259,346
売上総利益	39,941
販売費及び一般管理費	27,117
その他の収益	356
その他の費用	1,162
営業利益	12,016
金融収益	870
金融費用	980
税引前利益	11,907
法人所得税費用	2,579
当期利益	9,328
当期利益の帰属	
親会社の所有者	7,820
非支配持分	1,507
合計	9,328

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	111,587
現金及び預金	13,822
電子記録債権	12,212
売掛金	42,562
商品及び製品	6,358
仕掛品	24,552
原材料及び貯蔵品	6,975
短期貸付金	2,254
その他	2,847
固定資産	162,024
有形固定資産	88,156
建物	21,468
構築物	4,705
機械及び装置	43,883
車両及び運搬具	254
工具、器具及び備品	2,368
土地	11,000
リース資産	2
建設仮勘定	4,472
無形固定資産	1,865
投資その他の資産	72,002
投資有価証券	26,614
関係会社株式	8,503
出資金	299
関係会社出資金	2,387
長期貸付金	2
関係会社長期貸付金	7,208
前払年金費用	26,511
その他	508
貸倒引当金	△33
資産合計	273,611

(百万円未満切り捨て)

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	56,398
支払手形	6
電子記録債務	3,971
買掛金	17,460
短期借入金	1,750
コマーシャル・ペーパー	4,997
一年内返済長期借入金	11,000
リース債務	3
未払金	1,796
未払費用	9,083
未払法人税等	1,187
未払消費税等	1,473
前受金	54
預り金	520
役員賞与引当金	44
設備関係電子記録債務	3,048
固定負債	61,503
長期借入金	47,000
退職給付引当金	12,151
役員退職慰労引当金	49
繰延税金負債	1,832
資産除去債務	464
その他	5
負債合計	117,902
(純資産の部)	
株主資本	143,101
資本金	25,016
資本剰余金	27,898
資本準備金	27,898
利益剰余金	90,238
利益準備金	6,254
その他利益剰余金	83,984
固定資産圧縮積立金	161
繰越利益剰余金	83,823
自己株式	△53
評価・換算差額等	12,608
その他有価証券評価差額金	12,608
純資産合計	155,709
負債・純資産合計	273,611

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(百万円未満切り捨て)

科目	金額	
売上高		231,653
売上原価		195,979
売上総利益		35,673
販売費及び一般管理費		25,171
営業利益		10,502
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,422	
その他の営業外収益	214	3,636
営業外費用		
支払利息	125	
その他の営業外費用	780	906
経常利益		13,233
特別利益		
投資有価証券売却益		5,285
特別損失		
子会社株式評価損	2,001	
減損損失	43	2,044
税引前当期純利益		16,473
法人税、住民税及び事業税	1,375	
法人税等調整額	2,293	3,669
当期純利益		12,804

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

愛知製鋼株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林 正英
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平岩 修一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、愛知製鋼株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、愛知製鋼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

愛知製鋼株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林 正英
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平岩 修一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、愛知製鋼株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第121期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、検証いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する運用状況を始め、事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

愛知製鋼株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	横 田	博 史	㊞
常 勤 監 査 役	小 川	正 路	㊞
監査役(社外監査役)	小 倉	克 幸	㊞
監査役(社外監査役)	熊 澤	聡太郎	㊞

以 上

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会 6月

期末配当金受領株主確定日 3月31日

中間配当金受領株主確定日 9月30日

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関

同 連 絡 先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

TEL 0120-232-711（通話料無料）

公 告 方 法 電子公告

上 場 取 引 所 東京証券取引所、名古屋証券取引所

（ご注意）

1. 株主様の住所変更、買取請求、配当金の振込指定、その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行本支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

株主総会会場ご案内図

- 会場

愛知製鋼株式会社 本館 大会議室
愛知県東海市荒尾町リノ割220番地
- 開催日時

2025年6月18日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
株主総会終了後に、報告事項等の映像および主な質疑応答の要旨を当社ウェブサイトに掲載いたします。
- 交通機関のご案内

① 名鉄常滑線・河和線「聚楽園駅」から徒歩1分

② 国道23号線（名四国道）名古屋南インターから国道302号線に入り、約5km

※駐車スペースに限りがありますので、ご来場の際には公共交通機関でお越しいただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。



お体が不自由な又は障がいのある株主様へ
ご要望に応じて、個別にお手伝いをさせていただきますので、お気軽にお声掛けください。
また、最寄りの聚楽園駅にはエレベーターが設置されておりますので、バリアフリーで会場までお越しいただけます。